

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の 整備（第一段階のうち規則及び実施要領関係）に対する 追加の意見募集の実施について

令和元年 10 月 2 日
原子力規制庁

1. 概要

令和元年 7 月 31 日の第 20 回原子力規制委員会において、原子力規制検査等に関する規則案及び原子力規制検査等実施要領案の意見募集の実施について了承を得たところである。その後の検討の結果、以下の事項について規則案及び要領案の修正を行う必要が生じたため、この修正点について追加で意見募集を実施することとしたい。

2. 今回の意見募集の対象とする規則及び要領の内容

(1) 原子力規制検査等に関する規則案関係【別紙 1】

- ・ 核燃料使用施設等については、IAEA 勧告等を踏まえて防護区分にかかわらず核物質防護検査を実施してきたところであり、来年度以降も同様に原子力規制検査として実施することが適当であると判断したことから、原子力規制検査の頻度を 10 年に 1 回とする同規則のただし書の対象から防護に係る原子力規制検査を除外することを追加した規定とする。（第 3 条）
- ・ 核燃料使用施設等について、防護対象核燃料物質の取扱いを行うものに限って特定核燃料物質の防護に関する領域の安全実績指標を四半期ごとに報告すること等を追加した規定とする。（第 5 条）
- ・ 10 年ごとの手数料の額を定める対象を第 3 条ただし書に規定する検査とし、手数料の額を定める別表に下表のとおり当該施設が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第 42 条に該当するか否か（令第 3 条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱うか否か）による区分を追加した上で、各区分の検査量に応じた手数料を設定する。（第 7 条）
- ・ 原子力規制検査に移行することとなる溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査に着手をしていないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする。（附則第 2 項）

表. 核燃料使用施設等の区分ごとの検査手数料（改正案）

	令第42条該当		令第42条該当せず	
	区分	検査手数料 [円]	区分	検査手数料 [円]
令第41条 該当	建設段階	8,400	建設段階	5,600
	供用段階	323,000	供用段階	273,900
	廃止段階	88,200	廃止段階	85,400
令第41条 該当せず	建設段階	2,800 ※1	建設段階	8,400 ※2 10年ごと
	供用段階	25,100 ※1	供用段階	
	廃止段階	2,800 ※1	廃止段階	

※1：保安に係る原子力規制検査の手数料として、10年ごとに8,400円を追加した額とする。

(2) 原子力規制検査等実施要領案関係【別紙2】

- ・核燃料物質使用施設等のうち令第41条の規定に該当しない核燃料物質を使用し、かつ核物質防護に係る原子力規制検査の対象でないもの及び核原料物質を使用するものについては、10年に1回の原子力規制検査を実施する度ごとに、評定を行うことを規定する。
- ・安全実績指標等の確認・評価、検査指摘事項の重要度評価、検査結果の通知・公表、検査結果に基づく規制対応措置の検討及び検査報告書の作成に当たっては、核物質防護情報の管理の観点を追加した規定とする。

3. 今後の予定

- ・意見募集の実施 令和元年10月3日（予定）から
同年11月1日までの30日間
- ・原子力規制委員会決定 同年11月（予定）※3
- ・施行 令和2年4月1日（予定）

※3：本年8月1日から8月30日までに実施した意見募集への対応と併せて、委員会にお諮りすることとしたい。

4. 添付資料

- 別紙1 原子力規制検査等に関する規則案
- 別紙2 原子力規制検査等実施要領案

原子力規制検査等に関する規則（案）（抄）

（法第六十一条の二の二第二項の規定による検査）

第三条 原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における検査（法第六十一条の二の二第一項第三号ロのうち法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの）に従つて講ずべき措置の実施状況並びに法第六十一条の二の二第一項第四号イのうち法第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号ハのうち特定核燃料物質の防護のために必要な措置の実施状況に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設における検査における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査（以下「追加検査」

という。)を行うものとする。

一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化

二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化(前号及び次号に掲げるものを除く。)

三 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化

3 原子力規制委員会は、追加検査を行おうとするときは、あらかじめ、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者に対し、第一項の規定による検査の結果並びに第七条各号に掲げる追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、報告すべき事項及び期限を示して、安全活動の改善状況に係る報告を求めるものとする。

4 前項の通知を受けた者は、原子力規制委員会に対し、同項の規定により示された事項を、同項の規定により示された期限までに報告しなければならない。

(安全実績指標の報告)

第五条 原子力事業者等（使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。））にあつては、令第四十

一条各号に掲げる核燃料物質又は防護対象特定核燃料物質（令第三条に規定するものをいう。以下この条

及び別表において同じ。）の取扱いを行うものに限る。）は、工場又は事業所ごとに、四半期（各年の一

月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）にお

ける当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を、次に掲

げる領域の区分（第一号については実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者

等を含む。）に限り、第二号については使用者にあつては令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱い

を行うもの限り、第三号については防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うものに限る。）に従い、当

該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、第二号に掲げる

事項については、各年度における安全実績指標を、当該年度の終了後四十五日以内に報告するものとする

。

一 原子炉施設の保全及び運転に関する領域

二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域

三 特定核燃料物質の防護に関する領域

(原子力規制検査に係る手数料の額)

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度(第三条ただし書に規定する検査使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。))及び核原料物質の使用に係る施設にあつては、十年)につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円
- 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円
- 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万千四百円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに改正法第三条の規定による改正前の法第四十三条の三の十三第三項の審査に係る原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第●号）第一条の規定による改正前の令別表第一の三十六の項に定める額の手数料を納付した者が、原子力規制検査を受けようとする場合（この規則の施行の際現に当該審査に着手し、又はこれを終了している場合を除く。）には、改正法第三条の規定による改正後の法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表に定める額から既に納付した額を控除した額とする。

別表（第七条関係）

番号	九		
区分	使用 施設 等		
金額	八千四百円	三十二万三千円	八万八千二百円
	<p>(一) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び</p>	<p>防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うに係るものに限る。</p>	<p>法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの</p>
	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）</p>	<p>法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの</p>

<p>(二) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの</p> <p>(一) に該当するものを除く。</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの</p>	<p>五千六百元</p>
<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十七條の五第二項の認可を受けたものを除く。)</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの</p>	<p>二十七万三千九百元</p>
<p>(三) 防護対象特定核燃料物質の</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの</p>	<p>二千八百円(第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする</p>

<p>取扱いを行うもの(一)に該当するものを除く。</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十七條の五第二項の認可を受けたものを除く。)</p>	<p>る場合には、これに(四)に規定する額を加算した額)</p>
<p>法第五十七條の五第二項の認可を受けたもの</p>	<p>二千八百円(第三條第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに(四)に規定する額を加算した額)</p>	<p>二万五千円(第三條第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに(四)に規定する額を加算した額)</p>
<p>法第五十七條の五第二項の認可を受けたもの</p>	<p>二千八百円(第三條第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに(四)に規定する額を加算した額)</p>	<p>る場合には、これに(四)に規定する額を加算した額)</p>

十	
核原料物質の使用に係る施設	<p style="text-align: center;"> (四) (一) から (三) までに該当しないもの令第 四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く 〰〰 </p>
八千四百円	八千四百円

原子力規制検査等実施要領

案

(抄)

目次 (略)

1 (略)

2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

(略)

2.1 検査等

(略)

2.2 安全実績指標等の確認・評価等

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表 4 に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を規則第 5 条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、指標の値を表 5 に示すとおり 4 段階に分類する。この安全実績指標は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、2.7 総合的な評定において用いる。

安全実績指標の報告とは別に事業者から提示を受けた横断領域監視の指標については、実績値の数値自体では活動の善し悪しを一概には捉えられないことから、分析方法及び評価の扱いについて検討を行うとともに、その結果を踏まえ、事業者の横断領域に係る検査の視点等を抽出することを基本とする。

2.3 検査指摘事項の重要度評価

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化の（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表 5 に示すとおり 4 段階に分類して行う。検査指摘事項の重要度評価のより具体的な実施手法については、監視領域に対応した評価体系を整理し、評価ガイドとして別途定める。評価ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲で PRA による計算結果等の定量的な情報を活用するとともに、低頻度で影響の大きな事象等及び PRA によって評価できない事象に係るリスクについても考慮する。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を当該指摘を受けた事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場 （特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む事業者からの聴取の場合は非公開）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場 （特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む事業者からの聴取の場合は非公開）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施

できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね 3 か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

2.4 検査結果の通知及び公表

基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、**原則**四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者へ通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、重要度評価の結果を記載する。公表に当たっては、2.7(1)の評定の単位ごと、監視領域ごとに評価分類を明示し、原則検査の評価ごと及び監視領域に係る検査結果の内容が閲覧できる構成とする。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。

2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

（略）

2.6 特別検査の実施に係る判断

（略）

2.7 総合的な評価

(1) 評価の単位

総合的な評価は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年 1 回行う（注）。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評価を行う。

（注）使用者のうち令第 41 条の規定に該当しない核燃料物質を使用し、かつ核物質防護に係る原子力規制検査の対象でないもの及び核原料物質を使用するものについては、10 年に 1 回の原子力規制検査を実施する度ごとに、評価を行う。

(2) 評価における考慮事項

（略）

2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表

総合的な評価の結果には、表 6 の追加検査対応区分の設定のほか、横断領域に係る指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者へ通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画の他、必要に応じ、以下の事項を事業者へ通知するとともに、**特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き**公表する。この際、当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。^{*}

- ① 該当する評定期間中の安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の概要並びにこれらに関連する問題に対応した事業者及び原子力規制委員会が講ずる措置
- ② 前回の評価から追加検査対応区分に変更がある場合はその結果と理由
- ③ 3 年間以上継続して第 3 区分が設定されている場合は、事業者による活動の改善に取り組む計画の作成状況等
- ④ 事業者の活動の改善状況に係る規制機関の認識

※使用者のうち令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない、かつ核物質防護に係る原子力規制検査の対象でないもの及び核原料物質を使用するものへの通知についての次期の検査計画、検査手数料の納付通知は、10年に1回の原子力規制検査のたびに行うこととする。

2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等

規制対応措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の処分（関連する処分に係る法の条文を表7に示す。）を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評定を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を要さないものについては、総合的な評定を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は、検査指摘事項の重要度評価と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は明らかな瑕疵によって起こったものであるかどうか、検査による確認の実効性を確保するための措置^{※5}に著しい瑕疵があるかどうかなどの視点で情報収集等を行い、これらの視点により問題が確認された場合は、当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて、当該事業者に必要な措置を求めることを検討する。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が緑以外のものについては、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制対応措置の要否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制対応措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な措置を採る。本規制対応措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同様に、事業者の希望に応じて公開の場（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む事業者からの聴取の場合は非公開）で意見等を聴取する機会を設ける。

※5 例えば記録保存

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子力規制検査により確認する。

3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係

（略）

3.1 申請等の受理

（略）

3.2 原子力規制検査の結果の確認等

設定した検査項目について、申請等以前の関連する事業者の活動の実施状況に係る原子力規制検査等の結果を確認した上で、申請等後の事業者の活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査を実施する。

法定確認行為等に必要な確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。

4 検査等の実施に係る手順等

(略)

4.1 検査計画

(略)

4.2 検査の実施

(略)

4.3 検査報告書の作成

四半期の間の実施した基本検査について報告書を作成する。報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。

報告書の案は事業者の開示し、当該事業者が事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場 (特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む事業者からの聴取の場は非公開) 又は書面にて意見等を聴取する。

図1 (略)

表 1-1～表 8-2 (略)